

室津大島地域半島振興計画（素案）に対するパブリック・コメントの実施結果

1 意見募集期間 令和7年12月16日（火）から令和8年1月15日（木）まで

2 意見の件数 3名 46件

3 意見の内容と意見に対する県の考え方

【計画本編に関すること】（18件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	直近、平生港が取扱量の減少-国際貿易船舶の入港回数減により、国際貿易港指定を解除された、と聞いております。 当該重要事項を何らかの形で当「振興計画（素案）」に明示が必須、と考えます。 記述追加、可能であればその上で再度県民意見募集実施を御検討宜しく御願い致します。	御意見を踏まえ、記載を修正しました。 なお、本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、再度意見募集は予定していません。
2	3ページ9行目 なお書きは道路の事の記述なので道路の項目の所へ移す。または港湾の関連記述であれば「港湾物流」とする。	御意見を踏まえ、「港湾物流」という表記に修正しました。
3	3ページ13～15行目 空港が主語なのに道路が改善したような記述。前段と後段の整合性がない。	御意見を踏まえ、空港へのアクセスの改善についての記載となるよう修正しました。
4	3ページ28行目 「本土との交通経路が橋（上関大橋、大島大橋）に限られてお」とあるが周防大島町伊保田港にはフェリーが就航している。	御意見を踏まえた上で、本項目の主旨である物資の輸送を含めて島しょ部と本土との主要な交通経路が橋であるとの記載に修正しました。
5	4ページ15行目 えびは沿岸海域で採れているのか疑問。養殖が大半では？これも沿岸漁業？	上関町では、公益社団法人山口県光・熊毛地区栽培漁業協会でクルマエビの養殖が行われていますが、小型底びき網でアカエビ等の天然のえびが漁獲されています。
6	5ページ14行目 柳井地域広域水道用水供給事業の供給地域を示すべき次行以下に遠距離導水の記述があるため。	柳井地域広域水道用水供給事業の供給地域は、柳井市・周防大島町・上関町・田布施町・平生町及び岩国市の一部となっており、室津大島地域のすべての市町が含まれていることから供給地域について改めて記載せず、原案のままとします。

7	6 ページ 4 行目 この項では、地域に産科がないことを記述しては如何？	御意見の趣旨は、今後の施策推進において参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
8	8 ページ 1 行目 災害時の陸上交通が機能不全になった場合の補完機能を持つ港湾についての記述が必要では？	災害時の陸上交通が機能不全になった場合の補完機能について、海上輸送を含めて17ページの「災害時代替ルートの構築」に記載しています。
9	12ページ12行目 地震対策では、伊方原発の事故の際の避難計画も示すべきでは？	本計画における防災対策には原子力災害も含まれていることから、原案のままとします。 なお、地震による場合を含め、原子力災害の発生時の避難計画は「山口県地域防災計画（原子力災害対策編）」において定めています。
10	12ページ32行目 立地制約の強い電源とは何かを具体的に示すべき。	12ページ28行目に「立地制約の強い風力、水力等の電源」と記載しています。
11	P13-P15「3 振興の基本的方向」 P13-P14「(2) 重点施策」 「ア 定住の促進」では「移住・定住を促進するなど」と「移住」も含んでいるようですが、「移住者を呼び込むための広報活動」についての記述が見当たりません。 記述追加が必要と考えます。 記述追加、可能であればその上で再度県民意見募集実施を御検討宜しく御願い致します。	28ページの「第2 振興計画」の「11 移住、定住及び二地域居住の促進」の項目において、首都圏での情報発信の強化やSNSの活用等により移住者を呼び込むための広報活動について記載しています。
12	14ページ 二拠点居住について記述しない？	関係人口の中に二地域居住者も含まれているため、原案のままとします。
13	P15 「(4) 振興の基本目標」が「本地域における人口の社会増減率を令和6年(2024年)と比べて好転させることを目指します。」だけ、となっております。 これでは、計画の進捗具合の把握等困難と感じます。 重要計画案件何点かは数値目標を設定し、進捗状況を把握・確認可能とすべきと考えますが如何なものでしょうか。	本計画における基本目標は、計画の推進により目指すべき振興の方向性を示すものです。 そのため、本地域の振興においては、今後、一層深刻化する人口減少に歯止めをかけることが非常に重要であることから、本計画に基づき、各分野の施策を総合的に推進することで、本地域における人口の社会増減率を令和6年と比べて好転させることを振興の基本目標としています。

		<p>なお、計画の進捗状況については、計画策定から5年を目途にフォローアップを行うことにより、把握することとしています。</p>
14	<p>「(5) 計画の達成状況の評価」は「本計画の進捗状況や本計画に基づく取組の評価等を行うため、計画策定から5年を目途にフォローアップを行います。」としておりますが、基本目標が前述の通り（「社会増減率好転」1つのみ）ですので、進捗状況把握・取り組み評価をどの様に行うのか不明確と感じます。</p> <p>又、期間内フォローアップが1回のみでは少ないと感じます。</p> <p>最低でも社会増減率については毎年把握、細かな進捗状況・取り組み評価は5年を目途としたうえで、進捗状況把握・取り組み評価を具体的にどの様に行うのか当振興計画（素案）に明示願います。</p> <p>その上で可能であれば再度県民意見募集実施を御検討宜しく御願ひ致します。</p>	<p>本計画の策定の根拠となる半島振興法において、改正法施行後5年を経過した場合に施行状況について検討するとされていることから、本計画においても適時に進捗状況を把握し、計画の達成状況の評価を実施することとしています。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
15	<p>15ページ最終行 令和7年度からではなく8年度からでは？</p>	<p>本計画は令和7年度中に策定し、策定時から計画期間が開始するため、記載は原案のままとします。</p>
16	<p>P16-「第2 振興計画」 具体的数値提示の無い、至極一般的対応の列記、と感じます。 実対応時極力迅速・効果的対応実施を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>21ページ18行目 柳井市のみの具体的施設の記述になっているのは疑問。</p>	<p>例示として柳井市の観光施設を記載していますが、魅力ある観光地づくりは、計画対象地域全体で推進することとしており、記載は原案のままとします。</p>
18	<p>28ページ9行目 周防大島地域では修学旅行生の民泊を実施して交流を図っているのので、この事業の推進についても記述すべき。</p>	<p>体験型教育旅行についても農山漁村交流に含まれていることから、記載は原案のままとします。</p>

【表記等に関すること】（16件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	1 ページ 5 行目 安芸灘→広島湾（これが国土地理院と海上保安庁との決定地名）	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
2	1 ページ 5 行目 安芸灘などの「など」を示すものはどこ？不要では？	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
3	P1 「1 地域の概況」の説明ですが、地域の特色・状況の説明であるのに文面のみで地図表記の説明無く、概況把握が困難です。 地図表記資料を追加、可能であればその上で再度県民意見募集実施を御検討宜しく御願い致します。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
4	P2 「2 現状及び課題/(1) 地域の現状/ア 人口」の記述ありますが、文面+表記述のみで、数値推移、県全体との数値比較が困難です。 少なくとも2回の国勢調査結果の「高齢夫婦のみ世帯」「ひとり暮らし高齢者」の「割合」の「地域」「地域内各市町」「県全体」（「国平均」）のグラフ表記資料を追加、可能であればその上で再度県民意見募集実施を御検討宜しく御願い致します。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
5	「イ 交通通信」の記述ありますが、各々の施設等表記の地図表記資料を追加、可能であればその上で再度県民意見募集実施を御検討宜しく御願い致します。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
6	P3 「ウ 産業及び観光」の記述ありますが、地図説明・具体的数値の記述が殆ど無い文章説明のみとなっております。 ・地図を用いての具体的地域・場所説明資料 ・産業状況推移の図示（生産量・販売額等のグラフ（折れ線グラフ）） の資料を追加、可能であればその上で再度県民意見募集実施を御検討宜しく御願い致します。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
7	4 ページ 6 行目	フラワーランドは、県民が花と緑に

	<p>フラワーランドではなく、花き振興センターでは？</p>	<p>親しむ場を提供するとともに、花のある生活の提案や花に関する情報発信を行うことにより、花きについての県民の理解を進め、花きの消費拡大を通じて、山口県の花き振興を図ることを目的として設置した施設のため、記載は原案のままとします。</p>
8	<p>P5</p> <p>「エ 就業」の記述ありますが、地図説明・具体的数値の記述が無い、文章説明のみとなっております。</p> <p>「人口減少」「(当地域)地方移住」に関する数値データ推移の資料を追加、可能であればその上で再度県民意見募集実施を御検討宜しくお願い致します。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
9	<p>「オ 水資源」の記述ありますが、地図説明・具体的数値の記述無い文章説明のみとなっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地形、地質」についての地図表記資料 ・「他地域に比べ高額な水道料金」の県内各地域との数値比較市資料 ・「施設の多くが建設から法定耐用年数の40年以上を経過」の地図表記資料 <p>を追加、可能であればその上で再度県民意見募集実施を御検討宜しくお願い致します。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
10	<p>以降P7まで</p> <p>「カ 生活環境」～「ソ 再生可能エネルギー」の記述ですが、具体的数値の提示殆ど無い、文章の説明となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域(設置個所等)に関する説明は地図図示 ・数値記録ある案件はグラフ等図示(「他地域と比較」は具体的数値提示の上グラフ図示、等々) <p>の資料を追加、可能であればその上で再度県民意見募集実施を御検討宜しくお願い致します。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
11	<p>P7-P12</p> <p>「(2) 地域の課題」の記述ですが、地図説明・具体的数値の記述無い文章説明のみとなっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地図を用いての具体的地域・場所説明資料 	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>

	<p>・状況推移の図示（生産量・販売額等のグラフ（折れ線グラフ））</p> <p>の資料を追加、可能であればその上で再度県民意見募集実施を御検討宜しく御願い致します。</p>	
12	<p>19ページ20行目</p> <p>WCSとは？</p>	御意見を踏まえ、用語解説へ追加しました。
13	<p>24ページ17行目</p> <p>「歴史的まちなみ」との表記は他では「町並み」とあるが、この意味は？</p>	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
14	<p>28ページ9行目</p> <p>「周防大島地域では、従来から、各地域」とあるが、「各域内」とすべき。</p>	御意見も踏まえ、記載を修正しました。
15	<p>30ページ下から2行目</p> <p>「ご家族」は「家族」が良い。</p>	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
16	<p>P33- 「資料2 用語解説」</p> <p>目次に「※本文中に＊を付した用語は、用語解説に解説を記載しています。」と付記の上で用語解説御提示はありがたいです。</p> <p>解説実施語句と説明内容、再精査宜しく御願い致します。</p>	用語解説について再精査しました。

【その他計画に関すること】（9件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>上関町は町独自に原発関連施設の誘致活動により企業等から多額の振興資金を受け取り、人口に不釣り合いな施設を多数建設・保有している。改めて県が税金を投入して上関町を振興する必要はない。この計画から上関町を除外すべきである。</p>	<p>本計画の対象地域は、半島振興法第2条に基づき半島振興対策実施地域に指定されている地域とすることから、対象地域は原案のままとします。</p>
2	<p><全般></p> <p>「自然環境」と言う語句が多数出てきておりますが、手付かずの海岸線も多数存在する地域となっております。</p> <p>海岸埋め立てについてはこれまでより厳しい対応を県は実施されます様、当「振興計画（素案）」に明示、又は実対応で環境保全を進められます様宜しく御願い致します。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>振興計画は各自治体でも実施していると考えますが、関係1市3町連携しての対応がより望ましい、と考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

	<p>「1市3町の協力・意思疎通」「周辺自治体との協力」を当「振興計画（素案）」に明示、あるいは県行政として「1市3町の協力・意思疎通」「周辺自治体との協力」無き振興策には異を唱える様な対応を宜しく御願ひ致します。</p>	
4	<p>対象の1市3町は全て「広島広域都市圏」に属しておりますが、当「振興計画（素案）」に当件全く触れられておりません。</p> <p>振興の為に所属組織をどう活用するのか明示が必須と考えます。</p> <p>記述追加、可能であればその上で再度県民意見募集実施を御検討宜しく御願ひ致します。</p>	<p>1市3町においては、本計画の内容について、広島広域都市圏をはじめ、関連する他の計画等との整合についても考慮されているものと考えています。</p>
5	<p>資料「「室津大島地域半島振興計画」（素案）の概要」の「第2 振興計画」には、各項目の頭に[拡][新]の表記ある項目ありますが当該記号の説明有りませんし、全文にも当該表記に該当する説明文見当たりません。</p> <p>概要・全文に適正な記述追加、当件については意味不明の表記ですので記述追加の上で再度県民意見募集実施が必須と考えます。</p> <p>もし前述[拡][新]が「過去の振興計画に対して拡大項目・新規項目」であれば、「過去の振興計画」の結果を以って「新規/今回の振興計画」が作成されたはずです。</p> <p>「新規/今回の振興計画」について意見する際にも、「過去の振興計画」の内容・結果を確認の上で意見すべき、と考えます。</p> <p>其の為にも「概要」「全文」内に「過去の振興計画」の内容・結果の提示が必須と考えます。</p> <p>概要・全文に適正な記述追加、その上で再度県民意見募集実施が必須と考えます。</p>	<p>概要に記載の[拡][新]の表記は、前計画から拡充または新設した項目について参考に記載しております。</p> <p>これらの項目は、半島振興法及び国の半島振興基本方針を踏まえて設定しています。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、本計画は、今後概ね10年間の振興計画であるため、前計画との比較という形での記載は行いません。</p>
6	<p>個々前述しておりますが、当「振興計画（素案）」は基本的項目・記載必須事項の記述不備不足欠落が多数存在する、と感じます。</p> <p>必須事項付記追記・内容修正を宜しく御願ひ致します。</p> <p>その上で再度県民意見募集実施を宜しく御願ひ致します。</p> <p>それが成されないのならば、「県は当該地域を</p>	<p>本計画は、半島振興法及び国の半島振興基本方針をはじめ、対象地域1市3町の意見も踏まえて作成しています。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>

	放置・無視している」と判断されてもおかしくないこと御認識頂けましたなら幸いです。	
7	<p>当「振興計画（素案）」に、対象地域1市3町の自治体・住民の意見がどれだけ・どの様に反映されているのか、記述見当たりませんでした。</p> <p>記述追加、もし反映されていないのであれば1市3町に対してのパブリックコメント/意見募集実施が必須と考えます。</p>	本計画は、関係市町と協議を行って作成しています。
8	<p>当「振興計画（素案）」の管轄部署が不明です。（「概要」には冒頭に「中山間・地域振興課」の記述有りますが、「全文」には部署名見当たりません。）</p> <p>又、「振興計画」は県行政多くの部署がかかわると思われませんが、各項目の管轄部署も不明です。</p> <p>振興計画各項目に、県行政管轄部署を御明示宜しく御願ひ致します。</p>	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
9	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。</p> <p>方針（案）作成の他、実際の施策実行の際にも、県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体団体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。（骨子案作成時に実施済とは思いますが一応意見まで。）</p>	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

【パブリック・コメントの実施方法等に関すること】（3件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願ひます（記事の場合は把握している範囲内で御願ひ致します）。（県広報誌には、毎号、「県ホームページでは随時県民から意見募集実施しております」といったパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。）</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（12月24日の山口新聞、中国新聞）により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまい</p>

	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリックコメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願います。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つ、とする方が明らかに県民の目に留まると思われます。</p> <p>「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「適切に広報を実施した」とは言えないと感じます。)</p>	<p>ります。</p>
2	<p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。(意見募集結果(人数・件数)の明示)ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願います。)</p>	<p>意見提出者は3名、意見は46件寄せられたことから、広報については、一定の効果があったと考えています。</p>
3	<p>当パブリック・コメント(県民意見の募集)の募集期間、「12月16日から1月15日」と、年末年始を含む上に他同時期募集案件有るにも関わらず、通常通り1か月間となっております。</p> <p>意見募集時期・他案件との重複を考慮した募集期間設定をすべき、と考えます。</p> <p>当パブリック・コメント(県民意見の募集)の募集期間延長・再募集実施御検討、それが無理であれば今後のパブリック・コメント(県民意見の募集)での意見募集時期・他案件との重複を考慮した募集期間設定御検討を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づいて実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等の作成過程において決定しており、期間の延長等の予定はありません。</p>